

# 確定申告

## 2/16~3/15

会場 役場2階大会議室

○受付期間延長日(～19:00まで)  
2月24日(金)、3月10日(金)  
○休日受付日  
3月5日(日)  
8:30～11:00、13:00～15:00

### 申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 預金通帳(申告者本人名義)
3. 源泉徴収票
4. 通知書(町から送られているハガキ)
5. 申告用紙(税務署から送られている場合)
6. 各種控除を受けるための証明
  - 生命保険、損害保険の支払い証明書または領収書
  - 国民年金の支払い証明書または領収書
7. その他申告に必要な書類
  - 詳しくは次ページをご覧ください。

17年分所得税確定申告・町県民税申告受付を下記の日程で開催します。準備は早くから行き、滞りなく確定申告ができるようお願いいたします。

また、昨年の申告会場アンケートの結果、「休日の開催」の要望が多かったため、今年は時間延長日のほか休日受付日を新たに設けました。この期間は地区割りありませんので皆さんご利用ください。

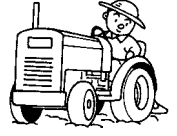
### 所得税・町県民税申告受付日程

対象地区	月日	午前の部(受付 8:30～11:00)	午後の部(受付 13:00～16:00)
主に南高地区	2月16日(木)	下原西 下原中 下原東 下原西南 平和 三日市 大久保	堀合 羽口 天寺 寺の内 青木 古谷
	2月17日(金)	下中部 梶内 梶内西 行沢 天神 石塚	高田 宮田東 宮田西 大川 西山根
	2月20日(月)	協和 東根 五ヶ東 山根 大塚	谷津 みどりヶ丘 箸塚南 下原新町 三日市坂の上 殿山
	2月21日(火)	久津方 西秋場 芳南 池の尻 中坪	芳志戸 清水 中郷 上岡北 上岡南 金井手彦子 飯島
	2月22日(水)	般若塚 八宿上 八宿下 八新田 八西 八南 八中	八北 タウンハツ木 稲荷沢 前畑 稲協 稲宿 稲東 稲南 稲中 新生
主に水橋地区	2月23日(木)	給部東 給部南 給部西 給部北 杭の内 宮内 東中郷 梨木	宿免 唐桶 和泉 桜田 宿東 宿
	2月24日(金)	和泉台 明和 牧場南 道上 和泉ニュータウン1組・2組・3組 茂栄坂1班・2班・3班	免の内 大和田 舟戸東 舟戸西 城下 峯下 金井島上 金井島下 ○受付延長(19:00まで)
	2月27日(月)	谷近 谷近東 西中郷 堀の内上 堀の内下 長島上 長島下 清水沢 清水沢上	橋場東 橋場西 舟戸が丘 西法寺 大畑東 大畑新 大畑西 栄町北 栄町東 栄町栄 坊新田東 坊新田西 坊新田中 坊新田南
	2月28日(火)	萩田 台宿一 台宿中 古谷 大谷近 中塚 田 新谷 前中 漆原 下塚田	入江 中塚田新 俵岡 双六 黒岡
	3月1日(水)	松下 治部内 天王寺 正生田 西新谷	大沖 関谷 近内 山崎 打越新田
主に祖母井地区	3月2日(木)	上横町北 上横町東	上横町西 西町上 西町下 内町上
	3月3日(金)	内町下 代町上 代町中 代町下 横町	赤坂 上野原東 上野原西
	3月5日(日)	休日受付日(地区割りはありません。)	午前の部 8:30～11:00 午後の部 13:00～15:00
	3月6日(月)	二子塚 丸子苑 幸町 赤坂団地 サンコーポラス芳賀 県営祖母井住宅 みなみ町	谷中 谷中西 南郷
	3月7日(火)	下南郷 新田 坂の上 下町	宿上 上新田 社后 緑町 谷中東
予備日	3月8日(水)	大島北 大島南 上中郷 中郷	塩の目 天神延生 上郷
	3月9日(木)	上郷西 上郷東 上郷南 城興寺	下郷 下郷東 下郷南 下郷元 与能一
	3月10日(金)	与能二 与能三	与能下 与能下中 与能下東 ○受付延長(19:00まで)
	3月13日(月)	上記の日に納税相談に来られなかった方	
	3月14日(火)		
3月15日(水)			

※都合の悪い方は別の日でも結構ですが、申告期間の終了間際は大変混雑しますので、できるだけ日割りのとおり来場ください。

### 申告をしなければならぬ方

#### ■農業耕作者の方(農業所得)



- ◎申告に必要な書類
  - 【収支計算の方】
  - 自分で作成した収支計算書または収支計算ノート
  - 【経費目安割合の方】
  - ※H18年分からは、全て収支計算申告に変わります。
  - 事前報告している方は特にありません。ただし報告に記入漏れのある場合がある場合は内容が分かるものをご持参ください。
  - ※農地を貸している方(小作料)は、不動産所得の申告が必要です。

#### ■土地・建物を売った方(譲渡所得)

- ◎申告に必要な書類
  - 収入金額がわかる書類
  - 取得費、登記手数料など領収書【公共工事などに伴う譲渡】
  - 買い取り証明書または収用等の証明書
  - 買い取り主から受けた書類一式【特例の適用を受ける場合】
  - 特例の適用については真岡税務署までお問い合わせください。

#### ■土地・建物を貸している方(不動産所得)

- ◎申告に必要な書類
  - 収入の明細がわかる書類
  - 貸し付けている物件の固定資産税、損害保険などの証明、減価償却費、修繕費

#### ■その他の所得

- 給与所得
  - 年末調整が済んでいない
  - 2カ所以上から給与を受けている
- 事業所得…営業、外交員の方など
- 利子所得…預貯金などの利子
- 配当所得…株式、出資の配当
- 一時所得…生命保険満期一時金
- 雑所得…公的年金など
- 退職所得…退職金など

#### ■こんな方も申告が必要です(収入の無い方)

- 国民健康保険加入世帯で軽減措置の対象となる方
- 児童手当を受けている方
- 県営住宅、町営住宅に入居されている方

### 申告すると所得税が戻ってくる方、税金が軽減される方(主なもの)

#### ■おむつ代の医療費控除を受ける方へ

おむつ代の医療費控除を受ける際は、病院で「おむつ使用証明書」をもらってきてください。  
○前年確定申告でおむつ代の医療費控除を受けた人で下記の要件を満たす方は、「おむつ使用証明書」の代わりに町発行の「主治医意見書内容確認書」にて控除が受けられます。  
◎対象者  
芳賀町で要介護認定を受けている被保険者  
◎要件  
主治医意見書に「尿失禁の可能性あり」、「日常生活自立度がB1以上」であり、意見書作成日が平成16年以降のもの

#### ■医療費が多くかかった方(医療費控除)



- ◎対象者
  - 年間に支払った治療費(いずれかに当てはまる方)
    - 10万円以上
    - 総所得の5%以上
  - ◎申告に必要な書類
    - 治療費などを人・病院別に計算した一覧表
    - 領収書、またはそれに代わるもの
    - 源泉徴収票

お願い  
申告前に、かかった治療費などの計算を済ませておいてください。当日は他の申告に来たお客様の迷惑となります。  
※医療費の用紙は税務課窓口を用意してあります。

#### ■家を建てた方(住宅借入金等特別控除)

住宅ローンなどを利用し、マイホームを新築、購入、改築をされた方で、一定要件に該当すれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。  
住宅借入金等特別控除を受ける場合の必要書類

	新築	中古住宅	増改築
登記簿謄本または抄本	○	○	○
請負・売買等の契約書	○	○	○
住民票の写し	○	○	×
源泉徴収票	○	○	○
住宅取得資金年末残高証明書	○	○	○
建築確認通知書	×	×	○



申告に関してわからないときは  
真岡税務署 【☎0285(82)2115】  
町税務課 【☎028(677)6013】  
お気軽にご相談ください。

※申告手引き(申告用紙)、収支内訳書、農業収支計算ノート、給与支払報告書、医療費控除の明細書などの用紙については、税務課窓口を用意してあります。